

食安監発1025第1号
平成22年10月25日

大阪市健康福祉局長 殿

厚生労働省医薬食品局
食品安全部監視安全課長

韓国産冷蔵むき身あかがい（生食用）の回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物は腸炎ビブリオ最確数が240/gであり、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済みであり、国内流通の可能性があるため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように適切な監視指導方よろしくをお願いします。また、対応終了後、その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴職の指示に従うよう指導しています。

記

品名	冷蔵むき身あかがい（生食用）
製造者	DEUK YANG FISHERIES CO., LTD
届出数重量	17 C/S, 63.20 kg
輸出国	韓国
輸入者	株式会社大阪交易 大阪府大阪市浪速区難波中3-18-3
届出先	福岡検疫所門司検疫所支所（下関分室）
届出年月日	平成22年10月20日
輸入届出受付番号	第92004200300号1欄
検査結果	腸炎ビブリオ最確数 240/g
違反確定日	平成22年10月25日